

令和2年度行政組織機構改革

今回の行政組織機構改革は、令和2年度中の新庁舎移転を見据え、「部の規模の適正化」、「少人数組織の統廃合」、「類似・関連事務の統廃合」、「事務事業の見直し」及び「行政需要の変化への対応」の5つの基本方針に基づき、組織全体を総合的に見直しましたので、その内容についてお知らせします。

主な改革内容

●理事兼政策監の設置

組織内における重要な政策的事項の企画調整に関する事務の統括として「理事兼政策監」を設置します。

●部の再編

「市長公室」を「総務部」と「企画財務部」に分割します。また、「市民生活部」、「保健福祉部」及び「産業経済部」を再編し、「産業経済部」については「経済環境部」に名称を改めます。

なお、部の移管については次のとおりです。

・企画政策課、財政課	👉	市長公室	から	「企画財務部」	へ
・税務課、収納課	👉	市民生活部	から	「企画財務部」	へ
・保険年金課	👉	保健福祉部	から	「市民生活部」	へ
・生活環境課	👉	市民生活部	から	「経済環境部」	へ

①総務部

秘書課、総務課、契約管財課、市民活動支援センターから名称を改める「まちづくり協働課」の4課体制となります。

◆秘書課

企画政策課から「シティプロモーション事業」及び「結城ブランド事業」を移管し、本市のPR事業を効率的かつ包括的に実施するため、「広聴広報係」を廃止し、「シティプロモーション係」を新設します。

◆契約管財課

公共施設の営繕設計業務を所管し、公共施設マネジメントを計画的かつ効率的に推進するため、「公共施設マネジメント推進室」を新設します。

②企画財務部

企画政策課、財政課、税務課、収納課の4課体制となります。

◆企画政策課

長寿福祉課から「市内巡回バス運行事業」を移管し、本市の公共交通の在り方の検討とその整備を計画的に推進するため「公共交通整備係」を新設するとともに、「企画調整係」と「政策推進係」を統合し、「政策調整係」を新設します。また、医療福祉系大学誘致が困難である現状を踏まえ、「大学誘致推進室」を廃止します。

③市民生活部

市民課，防災安全課，人権推進課，保険年金課の4課体制となります。

◆市民課

新庁舎への移転を見据え，誰もが利用しやすい窓口となるよう，「市民係」の名称を「窓口係」に改めるとともに，新庁舎移転後の現庁舎跡地に「結城出張所」を新設します。

④保健福祉部

社会福祉課，子ども福祉課，長寿福祉課，介護保険課，健康増進センターから名称を改める「健康増進課」の5課体制となります。

◆子ども福祉課

児童虐待等の相談体制を強化するため，「相談支援係」を新設します。

◆健康増進課

「予防係」を廃止し，「管理係」に統合するとともに，母子保健事務の所管を明確にするため，「保健係」の名称を「母子保健係」に改めます。

⑤経済環境部

耕地課の事務を関係各課へ移管することにより「耕地課」を廃止し，農政課，商工観光課，生活環境課の3課体制となります。

【耕地課の事務の移管先について】

- 土地改良事業に係る事務 ➡ 「農政課」へ
- 地籍調査事業に係る事務 ➡ 「土木課」へ
- 農業集落排水事業に係る事務 ➡ 「下水道課」（駅前分庁舎[しるくろーど3階]へ）

⑥都市建設部（※課の体制に変更はありません。）

◆都市計画課

「建築係」と「公園緑花係」を統合し，「住宅公園係」を新設します。

⑦教育委員会（※課の体制に変更はありません。）

◆スポーツ振興課

茨城国体終了に伴い，「国体推進室」を廃止します。

⑧農業委員会事務局

「庶務係」を廃止し，「農地指導係」に統合します。



市民のみなさんのニーズに
応えられるよう頑張るった!

